

きみまち阪公園ロゴマーク募集要項

1. 趣旨

能代市二ツ井地域の景勝地として知られる「きみまち阪公園」は、2024年(令和6年)11月3日に開園100周年を迎えました。

開園から観光スポットとして親しまれてきた「きみまち阪公園」ですが、公園周辺には今後、日本海沿岸東北自動車道が開通する予定であり、これにより、能代市二ツ井地域の観光拠点として、より一層重要な役割を担うことが期待されます。

この、新たな発展を好機と捉え、次の100年に向け、きみまち阪公園の魅力を広く発信し、未来へとつなげるため、シンボルとなるロゴマークを募集します。

2. 募集内容

「きみまち阪公園」とその周辺をイメージすることができるロゴマークとします。

(注) 文字を含まないシンボルマークのみでも応募可能です。

3. 作品の規格

(1) ロゴマークの大きさ

A4サイズ(210mm×297mm)以内、縦横比は自由とします。

(2) ロゴマークの色数

自由とするが、モノクロ・単色で使用する場合にも、視認性やデザイン性が損なわれないデザインであること。

(3) ロゴマークに入れる文字

文字を入れる場合は、次の日本語表記または英語表記のいずれかの文字を入れること。英語表記において大文字と小文字の組み合わせは自由とする。

(日本語表記)「きみまち阪」または「きみまち阪公園」

(英語表記)「Kimimachizaka」または「Kimimachizaka Park」

(4) ロゴマークの拡大・縮小

ロゴマークを拡大・縮小(最小で長辺が15mm程度)して使用する場合でも視認性が損なわれないデザインであること。

4. 応募資格

どなたでも応募できます(プロ・アマ・年齢は問いません)

5. 応募締切

令和7年9月30日(当日消印有効)

6. 賞及び副賞

(1) 最優秀賞(受賞ロゴマーク): 1点

賞状、副賞(賞金3万円(18歳以下の場合は、同額の図書カード)、特産品2万円相当)

- (2) 優秀賞：4点 賞状、副賞（特産品5千円相当）

7. 応募方法

以下の方法により、一人につき3点まで応募できます。団体で応募される場合は、代表者を一人決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。

- (1) 所定の応募用紙に必要事項を記入し、応募作品の裏面に貼り付けたうえで、「応募・問い合わせ先」まで、持参または郵送（FAX 及びメールは不可）で応募してください。

また、デジタル作品の場合も、A4 サイズで印刷した応募作品（裏面に、応募用紙を貼り付けるか、応募用紙の必要事項を記載）を持参または郵送してください。

- (2) 応募用紙は、能代市役所本庁舎、二ツ井町庁舎、富根出張所及び各地域センターに配置するほか、能代市ホームページからもダウンロードできます。
- (3) 応募作品の用紙、画材等の種類は問いません。
- (4) 複数作品を一度に応募することもできますが、すべての応募作品の裏面に、応募用紙を必ず貼り付けてください。応募用紙がない作品は無効とします。
- (5) 応募に当たっては、応募作品が折れないようにしてください。
- (6) 応募に要する費用は、応募者の負担となります。
- (7) 応募作品を提出後は、修正することはできません。また、応募作品は、返却しませんのでご了承ください。

8. 審査・選考

応募作品は、きみまち阪公園ロゴマーク選定委員会が審査、選考の上、最優秀賞及び優秀賞を決定します。

9. 結果発表

選考結果は、受賞者に通知するとともに、受賞作品及び受賞者を能代市ホームページ等で発表します。

なお、この発表をもって受賞者以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

10. ロゴマークの活用

- (1) 受賞作品のうち、ロゴマークとして活用することが決定したもの（以下、「受賞ロゴマーク」という。）については、能代市の広報及びホームページ、印刷物、グッズをはじめきみまち阪公園等のPRに関する事業で使用します。
- (2) 受賞ロゴマークを活用するに当たっては、デザインや色彩等を補正・修正する場合があります。また、受賞ロゴマークがシンボルマークのみの場合には、能代市において文字を組み合わせる使用があります。
- (3) 受賞ロゴマークについては、能代市の判断により、他団体によるきみまち阪公園のPRに関連する事業及び商品開発（営利目的を含む。）に、無償で使用する場合があります。

1 1. 著作権等に関する事項

(1) 応募作品は、自作、未発表のもので、第三者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）や商標権等の権利を侵害しないものとし、他の作品（商標を含む。）と同一又は類似していないもの、その他法律上保護される一切の権利を侵害しないものとします。

なお、これらの条件に違反していたことが判明した場合、応募作品は無効として取り扱い、賞及び副賞を受賞した場合には賞を返還していただきます。

(2) 最優秀賞受賞者は、受賞と同時に能代市に対して受賞ロゴマークの著作権を無償で譲渡するものとし、採用作品の著作権及び使用権は能代市に帰属するものとします。

また、受賞ロゴマークの商品化に対する対価は無償とします。

(3) 最優秀賞受賞者は、能代市又は能代市から正当な権利を取得した第三者が当該作品を使用するに当たり、著作者人格権を行使しないものとします。

(4) 第三者からの権利侵害等による損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。能代市は一切の責任を負いかねます。

なお、能代市または能代市に関係する者が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

1 2. 個人情報の取り扱い

(1) 応募者の個人情報については、応募作品の選考、選考結果の通知、受賞作品の発表、賞及び副賞の授与のために使用し、それ以外の目的で使用することはありません。

(2) 受賞作品の発表の際には、受賞者の氏名、年齢及び居住する市区町村名を公表します。

1 3. 注意事項

(1) 応募作品の審査及び選考、受賞作品の決定に関する問い合わせには一切対応いたしません。

(2) 能代市が受賞を公表するまでは、応募作品を他者に公開しないでください。

(3) 受賞ロゴマークがデジタル作品の場合、データ形式等での提出をお願いしますので、ご了承ください。なお、手書きの作品の場合は、能代市において受賞ロゴマークをデータ化します。受賞者はデータ化について意見することはできません。

(4) 18 歳以下の者が応募する場合は、副賞の收受や著作権の能代市への無償譲渡（※著作権等に関する事項の規定）を含め、親権者等法定代理人の同意を得たうえで応募してください。

(5) 応募者は、能代市が受賞ロゴマークを商標出願及び登録を行うこと、並びに、応募者が受賞ロゴマークを商標出願しないことに同意するものとします。

(6) 応募作品の提出をもって、本募集要項に同意いただいたものとみなします。

(7) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合には、能代市の判断により決定いたしますので、ご了承ください。

14. 応募・お問い合わせ先

〒018-3192 秋田県能代市二ツ井町字上台1-1 能代市二ツ井地域局総務企画課
電話：0185-73-2112 F A X：0185-73-5224 Mail:koibumi@city.noshiro.lg.jp

きみまち阪公園ロゴマーク応募用紙

フリガナ		フリガナ	
応募者 氏名		親権者等 氏名	※応募者が18歳以下の場合に署名
生年月日	年 月 日	電話番号	
住所	〒 -		
メール アドレス			
ロゴマークの制作意図（200字程度）			